

平成17年原子炉等規制法の改正規定に係る施行状況の検討について（案）

平成22年8月3日
文部科学省
科学技術・学術政策局
原子力安全課原子力規制室

1. 検討の背景

○平成17年5月、原子炉等規制法が改正され、核物質防護規制の強化、クリアランス制度の導入、廃止措置規制の充実等の措置がなされたところである。（同年12月1日施行）

○平成17年の改正法は、法施行後、5年を経過した場合において、その施行状況について検討を行うこととされていることから、その検討を開始することとする。

（原子炉等規制法の一部を改正する法律（平成17年法律第44号）附則（抄））

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 検討項目

○核物質防護規制の強化、クリアランス制度の導入、廃止措置規制の充実等の措置についての施行状況についての検討

- ・ 施行状況（事業者からのヒアリングを含む。）
- ・ 施行状況を踏まえた課題の抽出（法令面、運用面）
- ・ 今後の方向性

3. 検討の体制

○当省においては、研究炉等安全規制検討会において、検討を開始する。

（なお、経済産業省は、原子力安全・保安部会原子力防災小委員会、廃棄物安全小委員会及び廃止措置安全小委員会において、それぞれ検討を開始する予定とのこと。また、国土交通省も所要の検討を行う予定とのこと。）

4. 今後のスケジュール

9月～10月 研究炉等安全規制検討会（第2回）

11月～3月 研究炉等安全規制検討会（2～3回開催）

※年度内に報告書とりまとめを予定。必要に応じて、任意の意見募集、原子力安全委員会等へ報告

平成17年の原子炉等規制法の改正規定の概要と主な施行状況

No	改正内容	主な施行状況(文部科学省関係)
核物質防護措置の強化		
1	<p>設計基礎脅威(DBT)の策定</p> <p>【内容】 核物質防護システムの設計に当たり考慮すべき脅威を策定し、その対応に必要な措置を事業者に対して求めるもの。</p> <p>【関係条文】 法第35条第2項 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、「文部科学大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとしなければならない」と炉規則及び使用規則に定め、事業者に対し、文部科学大臣が定める脅威に対応した措置を求めている。 ・プルトニウム、ウラン233又は高濃縮ウランのいずれかを15g以上保有する事業者が対象(未照射の核物質の場合)。
2	<p>核物質防護規定遵守状況検査制度の導入</p> <p>【内容】 設計基礎脅威(DBT)に対応した防護措置等を定めた「核物質防護規定」の遵守状況を確認し、防護措置が適確に実施されているか国が定期的に検査する制度を導入。</p> <p>【関係条文】 法第43条の2第2項 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護規定遵守状況検査を事業所ごとに実施(毎年度1回)。 ・検査結果については、「核物質防護規制に関する実施状況の報告について」(平成20年6月10日原子力委員会決定)に基づき、原子力委員会に毎年度1回報告。 ・平成21年度までに、事業者による模擬核物質防護訓練、防護設備等の性能評価試験の実施状況及び脅威到達時間評価を重点検査項目として順次追加した。(模擬核物質防護訓練(平成19年度～)、防護設備等の性能評価試験の実施状況(平成20年度～)、脅威到達時間評価(平成21年度～)) ・制度導入後、核物質防護規定の遵守の観点から問題となるような事項はない。
3	<p>核物質防護秘密の保持義務</p> <p>【内容】 核物質防護に関する機微情報を厳格に管理するため、公務員、事業者やその従業者等に対して秘密保持を義務づけるもの。</p> <p>【関係条文】 法第68条の3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に則り、適切に実施。 ・制度導入後、秘密保持義務に違反した例はない。
クリアランス制度の導入		
4	<p>【内容】 原子力施設に用いられた金属、コンクリート等であって放射能濃度が十分低いことを主務大臣が確認したものについては通常の廃棄物と同等の処分又は再生利用を可能とする制度を導入。</p> <p>【関係条文】 法第61条の2</p>	<p>(独)日本原子力研究開発機構 旧JRR-3 ・クリアランス確認対象物: コンクリート破片約377トン (全体で約4,000トン存在し、全12回の1回目)</p> <p>【第1回確認までの経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年11月8日 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請 ・平成20年5月22日 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請 一部補正 ・平成20年7月25日 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可 ・平成22年1月12日 放射能濃度についての確認の申請 ・平成22年5月14日 放射能濃度についての確認証の交付 <p>現在、ウラン使用施設で用いられた金属に対するクリアランス制度の導入に向け検討中。(省令改正を行う予定。)</p>
廃止措置規制の強化		
5	<p>【内容】 試験研究用原子炉施設及び核燃料物質使用施設についての廃止措置に関する規制の充実を図るため、その原子炉等を廃止しようとする事業者に対して、廃止措置の計画の認可を受けることを義務づけるとともに、終了時に主務大臣の確認を受けることとするもの。</p> <p>【関係条文】 法第43条の3の2 等</p>	<p>1. 廃止措置計画に基づき廃止措置をしたあるいはしている試験研究炉用原子炉施設 ()内は廃止措置計画の認可日。[]内は廃止措置終了の確認日 HTR(日立製作所(株))(平成19年4月20日) むつ((独)日本原子力研究開発機構)(平成18年10月20日) JRR-2((独)日本原子力研究開発機構)(平成18年11月6日) VHTRC((独)日本原子力研究開発機構)(平成18年11月6日)[平成22年6月30日] TTR-1(東芝(株))(平成19年5月22日) DCA((独)日本原子力研究開発機構)(平成18年10月20日) 立教大学炉((学)立教学院)(平成19年6月1日) 東京都市大学炉((学)五島育英会)(平成19年6月6日)</p> <p>2. 廃止措置計画に基づき廃止措置をしたあるいはしている核燃料物質使用施設 ()内は廃止措置計画の認可日。[]内は廃止措置終了の確認日 尾上沢鉱山(株)(平成18年8月31日)[平成18年9月27日] (株)日本航空インターナショナル(平成18年12月14日)[平成18年12月25日] 同愛記念病院(平成19年5月30日)[平成19年9月6日] コニカミルタビジネスエキスパート(株)(平成20年1月23日)[平成20年4月17日] 豊田通商(株) 豊通物流(株) 豊田営業所(平成21年1月27日)[平成21年4月7日] 足尾製錬(株)足尾製錬所(平成21年12月3日) (独)放射線医学総合研究所放射線防護研究センター那珂湊支所(平成21年12月10日) 茨城県環境監視センター(平成22年2月23日) (社)日本アイソトープ協会関東第2廃棄物中継所(平成22年4月28日)[平成22年7月23日]</p>
その他		
6	<p>海洋投棄の禁止(法第62条)</p> <p>事故・故障等の主務大臣への報告義務の明確化(法第62条の3)</p> <p>核物質防護についての治安当局の関与(法第72条)</p> <p>環境大臣との関係(法第72条の2の2)</p> <p>廃止措置計画や放射能濃度の測定及び評価の方法の認可等の原子力安全委員会への報告(法第72条の3)</p> <p>罰則強化(法第79条～第80条の3) 等</p>	<p>原子炉設置者、核燃料物質使用者等より、事故・故障等が発生したときは、遅滞なく、文部科学大臣への報告がされている。</p> <p>核物質防護規定の認可に当たっては、国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見を聴いている。</p> <p>(独)日本原子力研究開発機構 旧JRR-3のコンクリートに対するクリアランスにおいては、放射能濃度の測定及び評価の方法の認可、放射能濃度についての確認を行ったことについて、環境大臣に連絡を行っている。</p> <p>廃止措置計画の認可、廃止措置終了の確認、放射能濃度の測定及び評価の方法の認可等の実施状況について、原子炉等規制法第72条の3の規定に基づき、原子力安全委員会へ四半期ごとに報告している。</p>